

「小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業」の入札説明書等の正誤表（第1回）

令和8年9月17日に公告した「小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業」の入札説明書(添付資料含む)に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	添付2 要求水準書	5	33	第1 総則 11. CALS／EC 小樽開発建設部及び事業者間の情報共有 (2)システムの使用義務など 4)	4)実施の環境が整い次第、「着手時協議チェックシート」、「CADデータ事前協議チェックシート」(小樽開発建設部よりフォーマットを入手のこと)により、速やかに小樽開発建設部と協議すること。また、業務計画書及び工事施工計画書へ記載すること。	4)実施の環境が整い次第、「着手時協議チェックシート」、「CADデータ事前協議チェックシート」(小樽開発建設部よりフォーマットを入手のこと)により、速やかに小樽開発建設部と協議すること。また、業務計画書及び 施工計画書 へ記載すること。
2	添付2 要求水準書	23	26-27	第2 設計業務 1. 総則 (2)一般事項 2)安全等の確保 ③	業務履行期間中に交通誘導警備員を配置する場合は、以下に記載する交通誘導警備員の配置条件を小樽開発建設部と協議するものとする。	業務履行期間中に交通誘導警備員を配置する場合は、以下に記載する交通誘導警備員の配置条件を小樽開発建設部と協議するものとし、 必要に応じて設計変更するものとする。
3	添付2 要求水準書	33	33	第3 施設更新業務 1. 総則 (9)交通誘導警備員の配置	工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ小樽開発建設部と協議すること。	工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ小樽開発建設部と協議する ものとし、必要に応じて設計変更するものとする。
4	添付2 要求水準書	44-45	37、1	第5 施設維持修繕業務 1. 総則 (2)一般事項 8)施工計画書	事業者は、電気通信工事仕様書「第1編1-1-24 工事完成検査 2. 工事完成検査の要件(3)」に記載されている、工事記録写真、工事関係図及び工事報告書等について提出書類及びその概要を施工計画書に記載すること。	事業者は、 電気通信工事仕様書「第1編1-1-1-6 施工計画書」 に記載されている 内容に準じて施設維持修繕業務計画書を作成すること。なお、 電気通信工事仕様書「第1編1-1-24 工事完成検査 2. 工事完成検査の要件(3)」に記載されている、工事記録写真、工事関係図及び工事報告書等について提出書類及びその概要を施工計画書に記載すること。
5	添付2 要求水準書	46	28	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2)現地作業	巡回業務の結果や通報により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。なお、照明施設の清掃については、ランプ類の取替時に器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。	巡回業務の結果や通報により判明した不具合で、 不具合の原因調査及び器材の調達を要しない 現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
6	添付2 要求水準書	46	34	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2) 現地作業 2)	2) 小樽開発建設部が現地作業の実施を指示するときは、その施工する種別は工事数 量総括表上の種別とする。また、事業者は、小樽開発建設部が指示する期間内に現地作業を完了させるものとする。	2) 小樽開発建設部が現地作業の実施を指示するときは、事業者は、小樽開発建設部が指示する期間内に現地作業を完了させるものとする。
7	添付2 要求水準書	47	6、7	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2) 現地作業 3) ③・④	③ 不良取替部品(1灯毎にまとめて撮影)の写真 ④ 現場発生品調書	削除
8	添付2 要求水準書	47	7	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2) 現地作業 4)	4) 作業着手前に提出する作業計画書には、次の内容を記載すること。 ① 労務(電工氏名、資格等) ② 使用機械 ③ 不良取替部品(メーカー名、型式等) ④ 保安体制 ⑤ 緊急体制 ⑥ 作業計画 ⑦ その他必要な事項	(3) 業務計画書 1) 作業着手前に業務計画書を作成し、提出すること。業務計画書には、次の内容を記載すること。 ① 労務(電工氏名、資格等) ② 使用機械 ③ 保安体制 ④ 緊急体制 ⑤ 作業計画 ⑥ その他必要な事項
9	添付2 要求水準書	47	10、11	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2) 現地作業 5)	5) 巡回の報告、巡回により必要となった現地作業等の指示や報告は、「工事打合簿」にて行うこと。	4) 巡回の報告、巡回により必要となった現地作業等の指示や報告は、「工事打合簿」にて行うこと。
10	添付2 要求水準書	47	18-19	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2) 現地作業 6)	6) 材料の名柄は、作業計画書作成時に小樽開発建設部と事業者で協議し決定すること。材料(電気材料)の試験成績書は、同一製造同一製品当たり1部とする。	削除

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
11	添付2 要求水準書	47	21	第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務	—	(1)施工計画書 作業着手前に施工計画書を作成し、提出すること。施工計画書には、次の内容を記載すること。 ① 労務(電工氏名、資格等) ② 使用機械 ③ 不良取替部品(メーカー名、型式等) ④ 保安体制 ⑤ 緊急体制 ⑥ 作業計画 ⑦ その他必要な事項
12	添付2 要求水準書	47-49	24	第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務 (1)道路照明設備設置工 (2)工事で発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊について (3)工事で使用する再生資材(骨材等)について (4)機器仕様書	(1) 建設副産物(金属くず)の処理について (2) 工事で発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊について (3) 工事で使用する再生資材(骨材等)について (4) 機器仕様書	(2) 建設副産物(金属くず)の処理について (3) 工事で発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊について (4) 工事で使用する再生資材(骨材等)について (5) 機器仕様書
13	添付2 要求水準書	49	6	第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務 (5)道路照明設備設置工 1)	(5) 道路照明設備設置工 1) 照明灯設置の際には照明ポール建柱後、照明器具を堅固に取り付けるものとする。なお、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説及び電気通信工事仕様書等に基づき落下防止対策を施すものとする。	(6)道路照明設備設置工 1)照明灯設置の際には照明ポール建柱後、照明器具を堅固に取り付けるものとする。また、器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。なお、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説及び電気通信工事仕様書等に基づき落下防止対策を施すものとする。
14	添付2 要求水準書	49	31	第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務 (6)トンネル照明設備設置工	(6) トンネル照明設備設置工	(7)トンネル照明設備設置工

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
15	添付2 要求水準書	50、51	32- 33、5-11	第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務 (7)業務の履行の検査等 1) 2)	(7)業務の履行の検査等 1)施設更新期間における道路照明施設維持修繕業務の検査 小樽開発建設部は、各支払期の業務完了時に施設更新業務で設置する新設LED道路照明と合わせて既済部分検査を実施する。ただし、施設更新業務で設置する新設LED道路照明と合わせて既済部分検査(年4回以内)を実施する。なお、各支払期最後の既済部分検査は完了検査を兼ねる。 ただし、事業者は個々の修繕の完了の都度、完了写真を撮影するものとし、段階確認を実施する場合には小樽開発建設部へ提出すること。 なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行する。 2)施設維持修繕期間における道路照明施設維持修繕業務の検査	(8)業務の履行の検査等 1)施設更新期間における施設維持修繕業務の検査 巡回業務及び道路照明台帳更新・管理業務について、小樽開発建設部は、各支払期の業務完了時に施設更新業務で設置する新設LED道路照明と合わせて既済部分検査を実施する。ただし、施設更新業務で設置する新設LED道路照明と合わせて既済部分検査(年4回以内)を実施する。なお、各支払期最後の既済部分検査は完了検査を兼ねる。 ただし、事業者は個々の修繕の完了の都度、完了写真を撮影するものとし、段階確認を実施する場合には小樽開発建設部へ提出すること。 なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行する。 道路照明施設維持修繕業務について、小樽開発建設部は、各支払期の業務完了時に完了検査を行う。 ただし、事業者は個々の修繕の完了の都度、完了写真を撮影するものとし、段階確認を実施する場合には小樽開発建設部へ提出すること。 なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求める。 2)施設維持修繕期間における施設維持修繕業務の検査
16	添付2 要求水準書	51	10	—	—	(9)その他 費用は当初計上していないため、小樽開発建設部と協議の上、設計変更の対象とします。
17	添付2 要求水準書	52	13	第5 施設維持修繕業務 4. 道路照明台帳更新・管理業務 (1)道路管理データベースに係る道路施設基本データの作成について 4)その他	その他、不明な点については小樽開発建設部と協議すること。	費用は当初計上していないため、小樽開発建設部と協議の上、設計変更の対象とします。 その他、不明な点については小樽開発建設部と協議すること。
18	添付3 様式集及び記載要領(Word様式)	33	※1	(様式15) 添付資料提出確認書	※1 正本1部以外は複写での提出でも構わない。	※1 正本1部については、Ⅳは直近の会社定款の写しに原本証明を付したものの、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧは原本を提出すること。それ以外の書類は写しでも差し支えない。なお、正本1部以外は複写での提出でも構わない。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
19	添付3 様式集及び記載 要領 (Word様式)	55		(様式28－5) 事業費の支払計画	注)5. 消費税等を除く端数処理については「事業費の算定及び支払方法(入札説明書 添付6)」に基づき、支払期ごとに函館開発建設部からの収入(事業費)が費目毎に1円単位となるように小数点第1位以下切捨てで記入し、生じた端数金額は最初の支払期(令和9年度)に合算すること。	注)5. 消費税等を除く端数処理については「事業費の算定及び支払方法(入札説明書 添付6)」に基づき、支払期ごとに 小樽開発建設部 からの収入(事業費)が費目毎に1円単位となるように小数点第1位以下切捨てで記入し、生じた端数金額は最初の支払期(令和9年度)に合算すること。
20	添付3 様式集及び記載 要領 (Excel様式)	(様式28－5) 事業費の支払 計画		<様式作成にあたっての注意事項> 注)5	注)5. 消費税等を除く端数処理については「事業費の算定及び支払方法(入札説明書 添付6)」に基づき、支払期ごとに函館開発建設部からの収入(事業費)が費目毎に1円単位となるように小数点第1位以下切捨てで記入し、生じた端数金額は最初の支払期(令和9年度)に合算すること。	注)5. 消費税等を除く端数処理については「事業費の算定及び支払方法(入札説明書 添付6)」に基づき、支払期ごとに 小樽開発建設部 からの収入(事業費)が費目毎に1円単位となるように小数点第1位以下切捨てで記入し、生じた端数金額は最初の支払期(令和9年度)に合算すること。
21	添付3 様式集及び記載 要領 (Word様式)	57		(様式28－7) 事業費内訳書	IX. 施設維持修繕費 ※道路照明施設維持修繕費は含めないこと	IX. 施設維持修繕費 ※道路照明施設維持修繕費 及び道路照明台帳更新・管理費 は含めないこと
22	添付3 様式集及び記載 要領 (Excel様式)	(様式28－7) 事業費内訳書		施設維持修繕業務に係る対価の内訳	IX. 施設維持修繕費 ※道路照明施設維持修繕費は含めないこと	IX. 施設維持修繕費 ※道路照明施設維持修繕費 及び道路照明台帳更新・管理費 は含めないこと
23	添付3 様式集及び記載 要領 (Word様式)	67	5	(様式32－5) 施設更新における各種業務の計画⑤	①施設更新の工期短縮によるCo2削減効果の提案について評価する。 評価点＝提案値(t-CO2)／最大提案値(t-CO2)×28点	①施設更新の工期短縮によるCo2削減効果の提案について評価する。 評価点＝提案値(t-CO2)／ 提案最大値 (t-CO2)×28点
24	添付6 事業費の算定及び 支払い方法	2		2. 事業費の内訳 施設更新等業務費-施設更新等 業務費(出来高部分払分)	—	請求・支払 ※3 を追加 請求:検査完了日から起算して2営業日以内 支払:請求書受領後30日以内
25	添付6 事業費の算定及び 支払い方法	3		2. 事業費の内訳 施設更新等業務費-施設更新等 業務費(割賦払分)	—	請求・支払 ※3 を追加 請求:各事業年度の翌月末まで 支払:請求書受領後30日以内
26	添付6 事業費の算定及び 支払い方法	3	※	2. 事業費の内訳 施設維持修繕業務費-施設維持 修繕業務費(施設更新期間分) 施設維持修繕費(施設更新期間 分)	道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費 ※2	道路照明施設維持修繕費 ※2 道路照明台帳更新・管理費 ※2
27	添付6 事業費の算定及び 支払い方法	3		2. 事業費の内訳 施設維持修繕業務費-施設維持 修繕業務費(施設更新期間分)	—	請求・支払 ※3 を追加 請求:検査完了日から起算して2営業日以内 支払:請求書受領後30日以内

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
28	添付6 事業費の算定及び支払い方法	3	※	2. 事業費の内訳 施設維持修繕業務費-施設維持修繕業務費(施設維持修繕期間分) 施設維持修繕費(施設維持修繕期間分)	道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費 ※2	道路照明施設維持修繕費 ※2 道路照明台帳更新・管理費 ※2
29	添付6 事業費の算定及び支払い方法	3		2. 事業費の内訳 施設維持修繕業務費-施設維持修繕業務費(施設維持修繕期間分)	—	請求・支払 ※3 を追加 請求:検査完了日から起算して2営業日以内 支払:請求書受領後30日以内
30	添付6 事業費の算定及び支払い方法	3		2. 事業費の内訳 その他費用-その他費用(施設更新期間分)	—	請求・支払 ※3 を追加 請求:検査完了日から起算して2営業日以内 支払:請求書受領後30日以内
31	添付6 事業費の算定及び支払い方法	4		2. 事業費の内訳 その他費用-その他費用(施設維持修繕期間分)	—	請求・支払 ※3 を追加 請求:検査完了日から起算して2営業日以内 支払:請求書受領後30日以内
32	添付6 事業費の算定及び支払い方法	4	※	注釈	道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費 ※2 ※2 道路照明施設維持修繕費は毎年度設計変更に基づき支払うため、入札価格に含めないこと。	道路照明施設維持修繕費 ※2 道路照明台帳更新・管理費 ※2 ※2 道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費は毎年度設計変更に基づき支払うため、入札価格に含めないこと。
33	添付6 事業費の算定及び支払い方法	4	※	注釈	—	※3 詳細は、「第2 事業費の算定及び支払方法」を参照。
34	添付6 事業費の算定及び支払い方法	7	9	(4) 施設維持修繕業務費(施設維持修繕期間分)	①巡回費及び道路照明台帳更新費・管理費 巡回費及び道路照明台帳更新費・管理費は、令和13年4月1日以降事業施設維持修繕期間にわたり、年1回、全10回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。 ②道路照明施設維持修繕費 道路照明施設維持修繕費は、年度毎に当該年度に実施した全施設維持修繕業務の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。このため、入札価格の算定対象外とする。	①巡回費 巡回費は、令和13年4月1日以降事業施設維持修繕期間にわたり、年1回、全10回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。 ②道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新費・管理費 道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新費・管理費は、年度毎に当該年度に実施した全施設維持修繕業務の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。このため、入札価格の算定対象外とする。
35	添付6 事業費の算定及び支払い方法	11	表	業務科目	巡回費 道路照明台帳更新・管理費	巡回費

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
36	添付6 事業費の算定及 び支払い方法	13	3、4	第5 入札価格及び落札価格との 関係	入札価格は、事業費を構成する施設更新等費（出来高部分払分）、施設更新等費（割賦原価）、割賦手数料、施設維持修繕費（施設更新期間分①巡回費及び道路照明台帳更新・管理費分）、施設維持修繕費（施設維持修繕期間分）（道路照明施設維持修繕費を除く）、その他の費用全ての見積価格の合計（税抜き）とする。	入札価格は、事業費を構成する施設更新等費（出来高部分払分）、施設更新等費（割賦原価）、割賦手数料、施設維持修繕費（施設更新期間分①巡回費分）、施設維持修繕費（施設維持修繕期間分）（道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費を除く）、その他の費用全ての見積価格の合計（税抜き）とする。
37	添付10 見積参考資料	図面番号4		参考図	—	トンネル照明分電盤単線結線図（参考図）の追加
38	添付10 見積参考資料			施設維持修繕業務 ○定期巡回（夜間） 備考 電工・一般運転手	深夜割増×1.25	基準額×1.5